議案第35号

小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

「改正理由」

健康保険法施行令等が一部改正され、被用者保険における出産育児一時金等の支 給額が引き上げられることに伴い、本市の国民健康保険における出産育児一時金に ついてこれに準じた措置を講ずる等のため改正する。

[内 容]

1 出産育児一時金の支給額の引上げ(第5条関係) 出産育児一時金の支給額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前			
50万円 (産科医療補償制度の対象と				
ならない出産の場合にあっては、48	42万円			
万8,000円)				

2 保険料の軽減対象の拡大 (第19条の2関係)

保険料の基礎賦課額(被保険者均等割及び世帯別平等割)の軽減対象世帯の基準について、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずる金額を次のように引き上げることとする。

区	分	改	正	後	改	正 前
5割軽減の対象となる世帯 29万円		28万5,000円				
2割軽減の対象	きとなる世帯	53万	5, 0	00円	5 2 万円	

「適用]

- 1 出産育児一時金の支給額の引上げ令和5年4月1日以後に給付理由の生じた出産育児一時金について適用
- 2 保険料の軽減対象の拡大 令和5年度以後の年度分の保険料について適用